

水第1号議案

横浜市水道条例の一部改正

横浜市水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年5月23日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市水道条例の一部を改正する条例

横浜市水道条例（昭和33年4月横浜市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第35条第1項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 指定給水装置工事事業者の指定更新手数料

1件につき 10,000円

附 則

この条例は、水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）の施行の日から施行する。

提 案 理 由

水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定の更新手数料を定めるため、横浜市水道条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市水道条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（手数料）

第35条 手数料は、次のとおりとし、申請者又は請求者からこれを徴収する。

（第1号省略）

(2) 指定給水装置工事事業者の指定更新手数料

1件につき 10,000円

(3) （本文省略）
(2)

(4) （本文省略）
(3)

(5) （本文省略）
(4)

(6) （本文省略）
(5)

（第2項省略）